

2012年度予算要求の回答書 (その3)
 今回は、2 医療・福祉の充実を (10) ~
 (20) までです。

2 医療・福祉の充実を

(10) 国に対して、国民健康保険事業への国庫負担の増額をしよう求めること。

国庫負担の拡充につきましては、国民健康保険事業を安定的で持続可能なものとするためには不可欠であることから、機会をとらえて要望してまいります。(国保年金課)

(11) 一般会計からの繰り入れを増やし国民健康保険料を引き下げること。

国民健康保険につきましては、年々、医療費等が増加する一方、保険料については、比較的所得の低い方が多く加入されていることから、大変厳しい財政運営を余儀なくされております。

今後におきましても、こうした状況が続く見込みであることから、平成24年度の予算編成に当たりましては、受益者負担を原則とし、繰入金について予算措置をしております。

(国保年金課)

(12) 国民健康保険料の減免制度を拡充すること。適正な職員配置により、懇切丁寧な納付指導を行い、資格証の発行を極力抑えること。

減免制度につきましては、保険料の納付が困難となった状況に応じて適正に処理しております。また、減免制度の拡充につきましては、広く、公平に保険料を負担していただくことが原則であり、周知に努めながら当面現行基準で運用してまいりたいと考えています。

資格証明証の発行につきましては、少しでも相談に応じられるよう夜間臨時窓口や土曜開庁の実施など、接触、相談、指導等の機会を設けておりますが、省令で定める公費負担医療費の対象者、災害その他の政令で定める特別の事情がある場合を除き、納付指導にも応じようとせず、連絡のない者等に対しては、

納付状況、交渉経過、所得状況などを調査し、国民健康保険被保険者証の返還請求書を発送し、返還を受けた後、負担の公平性を図るために、やむを得ず資格証明証を交付しております。

(国保年金課)

(13) 国民健康保険一部負担金減免制度の周知徹底を行うこと。

国民健康保険における一部負担金減免制度について、保険証の交付時に同封する「国民健康保険ハンドブック」や市ホームページ等で周知を図っているところです。(国保年金課)

(14) 心身障害者医療費助成制度の所得・年齢制限を撤廃すること。

厚木市の心身障害者医療費助成制度につきましては、障害者自立支援法に則った身体、知的、精神の3障がい者を対象とする制度に改めるため、神奈川県が重度障害者医療費助成の補助対象としていない精神障がい者を、平成21年10月から新たに助成対象者に加えるとともに、助成制度の安定化を図り継続していくため、助成対象者の見直しを行い、条例改正を行ったものです。

厚木市といたしましては、現行の助成制度を継続してまいりたいと考えておりますので、御理解を御願います。(障害福祉課)

(15) 障がい者の雇用拡大を企業に働きかけ、法定雇用率の達成を求めること。厚木市が率先して障がい者雇用に努めること。

厚木市では、障がい者の雇用促進を図るため、障がい者を雇用した中小事業者に対して障害者雇用奨励交付金事業を実施しており、勤労ニュース、広報あつき、市ホームページなどで周知に努めるほか、国の障害者雇用支援月間に合わせて、あつきビジョンで雇用促進を広く呼び掛けています。

また、公共職業安定所では事業所に対し、直接指導・監督を行っていますので、今後とも本市の制度と併せ、連携して障がい者の雇用促進を図ってまいります。

厚木市の障がい者雇用につきましては、毎

年、障がい者を対象に採用試験を実施しており、引き続き、法定雇用率を下回らないよう障がい者雇用に努めてまいります。

(産業振興課、職員課)

(16) 障害者自立支援法改正については、障がい者及び関係者の意見を十分くみ上げるよう、国に要請すること。

障害者自立支援法改正に当たって、国では平成22年1月7日に障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との間に締結した基本合意に基づき、「障がい者制度改革推進会議」のメンバー構成を障がい者団体の関係者が半数以上を占めるようにし、障がい当事者の意見を制度設計に取り入れるようにしています。

(障害福祉課)

(17) 点字ブロックをより安全、確実な方法で設置し、さらに個所を拡大すること。点字ブロック上に自転車、看板などを置かないよう十分に指導すること。

点字ブロックの設置につきましては、設置基準に沿って整備しているところです。また、設置個所の拡大につきましては、道路整備に伴い点字ブロックが必要な個所には設置しており、今後も引き続き設置してまいります。

なお、通行の障害となる置き看板等につきましては、道路パトロール等を通じて早期に発見し、数地内に設置するよう指導しています。

(道路整備課、道路総務課)

(18) 精神障がい者のためのグループホームの増設を行うこと。

精神障がい者のためのグループホームにつきましては、精神障がい者にとって病院との関係が必要ことから、医療法人による設置が主となっていますが、今後は、NPO法人や家族会などが設置者となることも考えられます。

(障害福祉課)

(19) 障がい者の自動車ガソリン助成事業については、量で助成するように改善すること。

厚木市では、障がい者の社会参加促進事業

ＴＰＰ学習会に参加して

国民生活に多大な影響、まずは知ること

鈴木教授の話しぶりに、ＴＰＰ反対を強固に貫いている様子が伝わってきました。

最後の方で、周りからの忠告のいろいろを。

「手鏡事件で失脚した教授を知っているか。君もそうなるぞ。あんなことをでっちあげるのは簡単な」

「ＣＩＡに狙われているぞ。金髪の女性が近づいてきても本気にはしていない。君がモデルは無いんだから」など。

冗談にしても、恐ろしい話まで出てきました。

ここではごく一部しか書いていませんので、興味のある方は鈴木教授の著書をご覧ください。

として、自動車ガソリン公購入券又は福祉タクシー利用券のどちらかを交付していますが、双方の助成内容の公平性を保つため、1か月当たりの助成額を同額としています。

対象となる障がい者の方も年々増加しており、財源にも限りがありますので、御理解を御願います。(障害福祉課)

(20) 福祉タクシー事業について、一枚の金額を初乗り運賃に引き上げること。

福祉タクシー事業につきましては、1枚800円の福祉タクシー利用券を、1か月当たり4枚で2,400円分(4月の交付では、12か月分で28,800円分)を交付しておりますが、交付に当たりましては、自動車ガソリン購入券と同額にしています。

障がい者がタクシーを利用する際には、障害者手帳を提示することにより、タクシー運賃の1割の割引が受けられますが、福祉タクシー利用券の交付を受けている障がい者は、障害者手帳による割引と併用して利用していただいています。対象となる障がい者の方も年々増加しており、財源にも限りがあることから、御理解をお願いします。(障害福祉課)